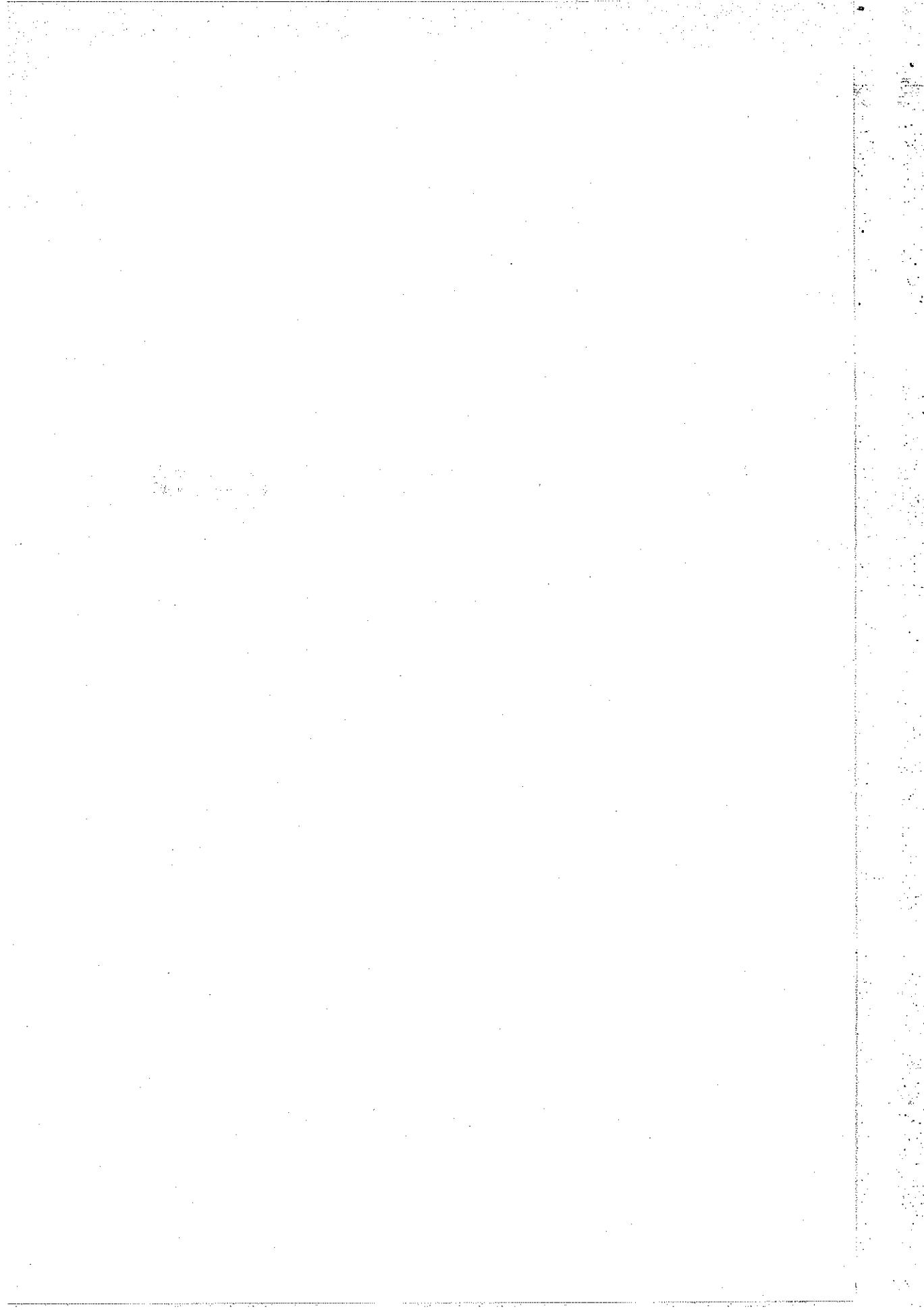


昭和55年8月6日開会  
昭和55年8月6日閉会

## 和泉市議会第2回臨時会会議録

第 4 号

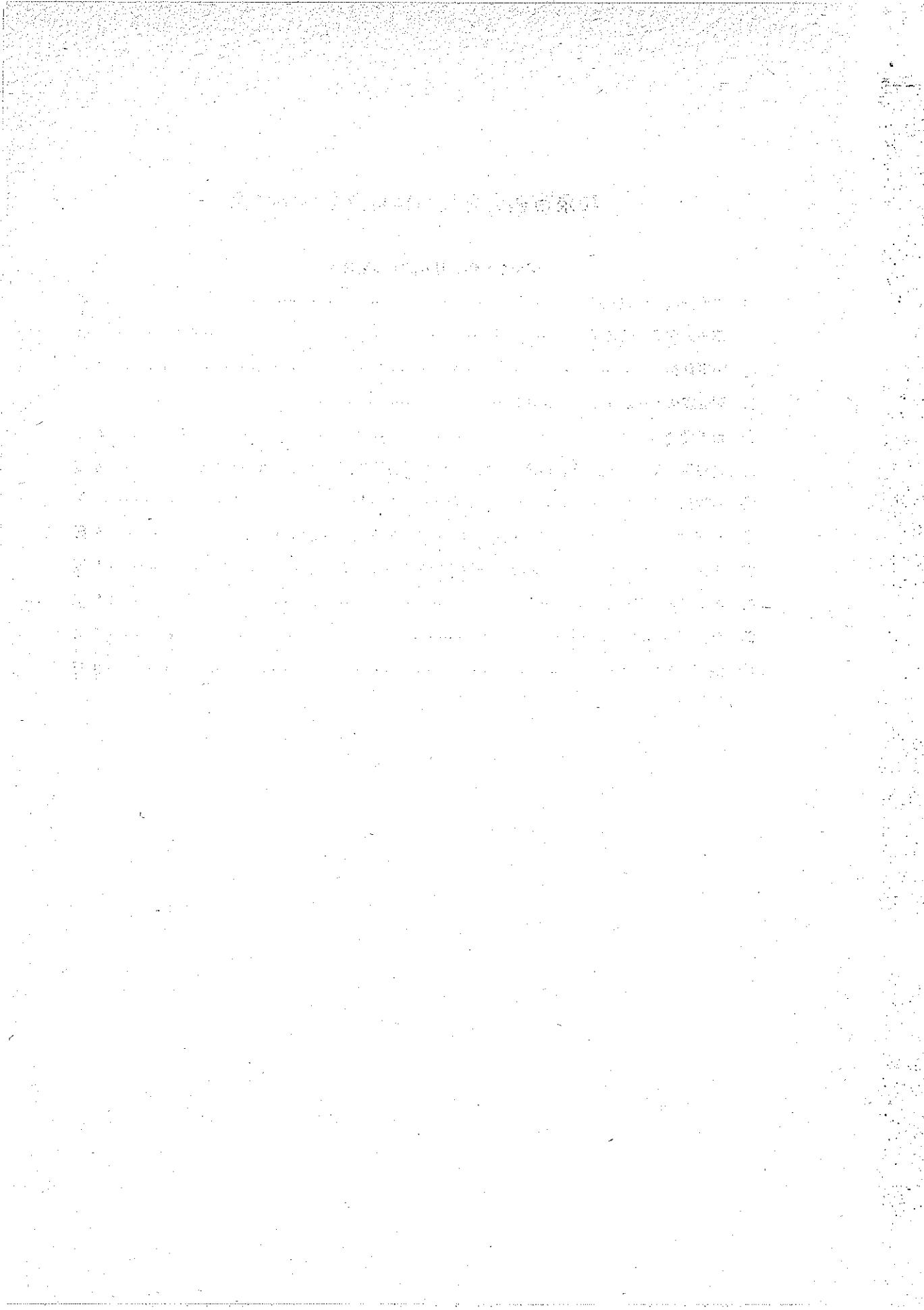
和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第2回臨時会会議録目次

昭和55年8月6日(水曜日)

○ 出席議員、欠席議員	1 頁
○ 議事説明員、その他	2 頁
○ 議事日程	3 頁
○ 開会宣言(午前10時35分)	3 頁
○ 市長開会あいさつ	4 頁
○ 日程第 1 会議録署名議員の指名について(竹下義章、坂上國治、藤原利一)	4 頁
○ 日程第 2 会期の決定について(8月6日 1日間)	4 頁
○ 日程第 3 和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例制定について	4 頁
○ 日程第 4 昭和55年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	11 頁
○ 閉会宣言(午前11時5分)	15 頁
○ 市長閉会あいさつ	15 頁
○ 議長閉会あいさつ	16 頁



昭和55年8月6日午前10時和泉市議会第2回臨例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番 寺田 茂君	17番 穴瀬 克己君
2番 天堀 博君	18番 池辺 秀夫君
3番 橋本 佳行君	19番 貝淵 博治君
5番 仁井 明君	20番 田中 包治君
6番 大谷 昌幸君	21番 直村 静二君
7番 金沢 勝君	22番 勝部 津喜枝君
8番 成田 秀益君	23番 三井 正光君
9番 松下 定君	25番 竹内 修一君
11番 上代 卯之松君	26番 柳瀬 美樹君
12番 藤原 要馬君	27番 竹下 義章君
13番 赤阪 和見君	28番 坂上 國治君
15番 横田 憲治郎君	29番 藤原 利一君
16番 木下 甲子三君	

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市助役	池田 忠雄	同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田 稔之也郎
収入役	坂口 禮之助	市民部長	富田 宏史
参考事務取扱	中塙 白久	市民部次長	中川 泰一郎
参考事務取扱	西川 喜徳	福祉事業部長	岡谷 重光
秘書広報課長	林 次信	産業衛生部長	野田 朗介
財務部長	石本 博和	建設部長	日出門
財務部次長	麻生 義義	建設部次長兼土木課長	山川 朝
財政課長	北野 敦雄	都市整備部理事	中山 朗
同和対策部長	大塙 孝之	都市整備部理事	門脇 啓介
	橋木 昭夫	都市整備部次長	萩本 啓介

職名	氏名	職名	氏名
都市整備部長	青木孝之	教育委員長	延由一
改良事業部長	西川雄武	教育委員長	宗弘文
改良事業部次長兼取扱	前田守正	教育次長	内堀良明
改良総務課長事務取扱	竹田淳	管理次長	城杉貞士
病院長	林繁	指導次長	本野博
病院事務局長	内田夫	指導次長	橋明
病院事務局次長兼取扱	藤原光	指導次長	坂日
水管理課長事務取扱	田中稔	選舉管理委員長	坂谷貞味
水道部長	赤田信	選舉管理委員會事務局長	田仁
会計課長	松井亮	監査委員長	田秀喜多
消防防長	湯川行	監査事務局長兼	光久
消防本部次長兼消防署長	平野誠	公平委員會事務局長	向洋
用地担当理事・	岩井藏一	農業委員會事務局長	田信種
土地開発公社事務局長			
用地担当參事・			
土地開発公社事務局次長			

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囁託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西井正
議事係	佐土谷茂一
議事係	川崎政勝

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和15年和泉市議会第2回臨時会議事日程

(8月6日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案42号	和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例制定について	P. 1
4	" 43号	昭和15年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	P. 7

(午前10時35分開議)

○議長(池辺秀夫君) それでは皆さん、おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには暑さことのほか厳しい折から、なお、改選期を間近に控え、何かとお忙しい中にもかかわりませず多数御出席賜りましたことを心から厚く御礼申し上げます。ここで会議に入る前に、皆さんに御協力をお願いいたしたいと存じます。すでに御承知のおり、去る二日、墓石効なく御逝去されました。故山口義一議員に対し、生前の御遺徳をしおぶとともに御冥福をお祈りするため、慎んで哀悼の意を表し黙禱を捧げたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

(黙禱)

○議長(池辺秀夫君) それでは、ただいまより昭和15年第2回臨時会を開会いたします。本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま25名全員御出席でございます。

○議長(池辺秀夫君) ただいま全員25名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷、配付してあるとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

---

○ 議長（池辺秀夫君） この際、市長のあいさつをお願いします。

（市長あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 一言、ごあいさつを申し上げます。本日、ここに昭和55年和泉市議会第2回臨時会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には暑さ厳しい折、また、公私何かとりわけお忙しいときにもかかわりませず御出席いただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本議会においてまことに悲しいことは、山口議員さんのお席が空席になったことでございます。山口議員さんには御生前、市政発展のために市議会議員として多大の御尽力を賜りました。本席をお借りいたしまして感謝申し上げますとともに、心より御冥福をお祈りいたしたいと存じます。

なお、本臨時会におきまして御提案を申し上げます議案は、和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例制定と、これに関連いたします補正予算の2議案でございます。議案の内容につきましては後ほど御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして御可決をいただきますようお願いを申し上げまして、はなはだ簡単でございますが開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお願ひを申し上げます。

---

○ 議長（池辺秀夫君） これより日程審議に入ります。日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、27番・竹下義章君、28番・坂上国治君、29番・藤原利一君、以上3名にお願いいたします。

---

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日1日と決定いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたします。

---

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第3「和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例制定について」

を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第42号

和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例制定について

和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例を次のように制定する。

昭和55年8月6日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭に対し医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に居住地を有する者であつて、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)の規定により、児童扶養手当を受けている母又は女子である養育者(法第9条から第11条までに規定する所得の額の計算方法について、老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号)第4条第3項及び第4項の規定を準用した場合において、児童扶養手当を受けられこととなる母又は女子である養育者を含む。以下この項において「母等」という。)及びその者が監護し、又は養育する児童のうち、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 15歳未満の児童及び15歳に達した日からその日以後における最初の3月31日までの間にある児童
- (2) 前号に掲げる児童を監護し、又は養育する母等
- (3) 18歳未満の児童及び18歳に達した日からその日の属する月の末日までの間にある児童  
(第1号に掲げる児童を除く)

- 2 法第4条第2項第2号から第4号まで並びに同条第3項第1号及び第8号の規定を適用しない場合において、前項の規定に該当する者は、同項に規定する者とみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、対象者としない。
  - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者
  - (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は和泉市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年条例第25号）の規定により医療費の助成を受けることができる者
  - (3) 和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第43号）の規定により医療費の助成を受けることができる者。

（医療費の助成）

- 第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（次項において「健康保険法等」という。）の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を母子家庭医療費として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象者のうち前条第1項第3号に掲げる者に対しては、健康保険法等の規定による病院又は診療所への収容に係る医療に関する給付が行われた場合に限り、母子家庭医療費を助成する。
  - 3 第1項の医療に要する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年厚生省告示第177号）により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。
  - 4 本市は、対象者が、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、母子家庭医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該契約医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該契約医療機関等に支払うことができる。
  - 5 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、母子家庭医療費の助成があったものとみなす。

（申請）

第4条 母子家庭医療費の助成を受けようとする者は、規則で定める手続に従い、あらかじめ市

長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が母子家庭医療費の助成を受けることができると認めたときは、その者に規則で定める医療証又は医療券（以下「医療証等」という。）を交付するものとする。

（助成の開始）

第5条 母子家庭医療費の助成は、前条第1項の規定による申請のあった日の属する日の初日から開始する。

2 申請者が、災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、母子家庭医療費の助成は、前項の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかつた日の属する月の初日から開始する。

（医療証等の提示）

第6条 医療証等の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、第3条第4項の規定の適用を受けようとするときは、契約医療機関等に医療証等を提示しなければならない。

（損害賠償との調整）

第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、母子家庭医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した母子家庭医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（不正利得の返還）

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により母子家庭医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（譲渡等の禁止）

第9条 母子家庭医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（届出義務）

第10条 受給者は、規則で定めるところにより、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、市長に届けなければならない。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（附則）

条例は、昭和55年10月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行す

る。

#### 理由

母子家庭医療費助成制度を行う市町村に対し、大阪府から補助金が交付されることとなつたことに伴い、本市においても当該助成制度を実施し、もつて母子家庭の生活の安定と児童の健全育成を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。



- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 市民部長（富田宏之君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第42号「和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例制定について」の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、老人医療費及び障害者医療費の助成につきましては、すでに実施をいたしておりますところでございますが、これら老人及び障害者とハンデギャップを同じくする母子家庭についても医療費の助成を行うよう各方面より強く望まれておりましたが、本年10月1日より大阪府が母子家庭医療費の助成制度を実施する市町村に対して補助金を交付することになりました。これに伴いまして、本市においても大阪府の助成制度に基づき助成制度の実施を行い、母子家庭の生活の安定と児童の健全育成を図る目的で本条例の制定を提案させていただいた次第でございます。本制度は、すでに実施しております老人及び障害者医療の公費負担と同様に、府がその医療費の5分の4、市が5分の1の負担割合となってございまして、和泉市における対象者につきましては、母親で約390人、児童約1040人、合計1480人と把握いたしております。

次に、条例の内容でございますが、第1条は、本条例の目的をうたってございます。

第2条と第3条は、対象者及び条例の範囲を定めたものでございまして、児童扶養手当法の規定により児童扶養手当を現に支給されている者及び児童扶養手当を支給されるべき者が、他の公的年金を受けていたり、外国人であるために児童扶養手当を受けられない者をも含めた母子家庭を対象といたしております。15歳未満なわち義務教育終了前の児童と、これを養育している母親等につきましては、その保険の給付に際し、患者が負担する自己負担額を助成することとなり。義務教育終了後18歳未満の児童につきましては、入院の場合のみ助成の対象とするものでございます。ただし、生活保護法による被保険者や、老人医療費、障害者医療費の助成等によりましてすでに救済措置がなされている者につきましては、この制度による助成は行わないことを定めております。

第4条は、助成の申請でございます。市長は、申請に基づいて医療証または医療券を交付することを定めたものでございます。

第5条は、助成の開始について、申請のあった日の月の初日から適用するということを、第6条では、受診する場合は、医療機関に医療証等を提示することについて、第7条は、損害賠償との調整について、第8条は、不正利得の返還について、第9条は、譲渡等の禁止についてそれぞれ定めたものでございます。

第10条は、届出義務をうたってございます。すなわち住所、氏名等に変更のあったとき、市長に対しての届け出の義務でございます。

第11条は、この条例に定めるもののはか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることといたしてございます。

なお、附則でございますが、この条例は、本年10月1日から施行いたしましたく、また、第4条の助成の申請及び医療証の交付につきましては、公布の日から施行させていただきたく存じます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容についての御説明を終わらせていただきます。

なお、本制度の実施に当たっては、市政だより等で十分PRにも努める所存でございます。何とぞよろしく御審議くださいまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。

○ 22番（勝部津喜枝君） 1つは、ただいまの説明にありましたように、入院、通院とも助成される15歳未満の母と子の数字と、入院のみを助成される16歳から18歳までの母と子の人数を明らかにしていただきたいのと、具体的には、何か医療証のようなものが交付されて、それを持って病院へ行くのかどうか、その辺がちょっとわかりにくかったのと、3点目は、すでに数年前、母子家庭医療費無料化については早く実施してほしいという要望等があります。当時、そういう要望を現課で問い合わせたとき、母子家庭の実態が非常に把握しにくいということをお聞きしたこともあります。確かにそういう現状もあるうかと思いますが、その辺の把握漏れと、みずから自分も母子家庭だと名乗り出る場合にはどういうふうになるのか。

以上、3点をお尋ねしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 市民部長（富田宏之君） お答え申し上げます。

まず、第1点の対象者の実数の点でございますが、先ほどの説明でも申し上げましたが、実態調査はなかなか困難な実情がございます。今回、御説明申し上げました対象者でございま

ですが、これは現在行っています児童扶養手当の受給者、母子福祉年金等の受給者、一応、これは実数で把握できますが、そのうちの80%程度が今回の制度に該当するのではないかと、いうことでございます。

それから、監護、養育者でございます母親などが多いわけでございますが、本人さんが社会保険に加入されている人もおられるということで、今回の対象者は、そのうちの60%ぐらいがこの制度の該当者になるだろうと推定した数字が約1,400人強でございます。15歳以上18歳未満の入院のみに該当する実数については、私の方ではまだつかめない現状でございます。

それから、第2点の制度の実施に伴います方法でございますが、これはすでに行っております老人医療証、身障者医療証と同じく、今回の制度の医療証の交付を行っていきたいと考えております。

それから、あくまでも今回につきましては、本人さんからの申請を重点にやっていきたいと思いますので、その辺につきましては、10月1日からの実施でございますので、あと2ヶ月弱ですが、その間にいろんな機関を通じてPRに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 22番（勝部津喜枝君） 待ち望まれておりました実施でございますので、結構なことだと思いますが、1つは、意見と要望にはなるんですが、児童扶養手当の趣旨というか実施状況が18歳未満となっております点を考慮していただきまして、ぜひ15歳未満という入院と通院の助成を拡大していただき、18歳未満にしていただくということも、本市として適切に要求していただきたいというふうに意見と希望を申し上げておきたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第42号を原案どおり可決決定いたします。

- 
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第4「昭和55年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第43号

昭和55年度和泉市一般会計補正予算(第2号)

昭和55年度和泉市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,298千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218,280.21千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和55年8月6日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 自動車取得税交付金		162,400	2,108	164,508
	1 自動車取得税交付金	162,400	2,108	164,508
10府支 出 金		141,932.7	8,190	142,751.7
	2 府補助金	113,073.5	8,190	113,892.5
歳 入 合 計		218,17,723	10298	218,28,021

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		5,986,672	10298	5,996,970
	1 社会福祉費	2,306,890	10298	2,317,188
歳 出 合 計		21,817,723	10298	21,828,021

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
③ 自動車取得税 交 付 金	162,400	2,108	164,508			
(1) 自動車取得税 交 付 金	162,400	2,108	164,508			
1. 自動車取得税 交 付 金	162,400	2,108	164,508	1. 自動車取得税 交 付 金	2,108	自動車取得税交付金追加
⑩ 府支 出 金	141,932.7	8,190	142,751.7			
(2) 府補 助 金	113,073.5	8,190	113,892.5			
2. 民生費 府補助金	28,505.7	8,190	29,324.7	7. 母子家庭医療 費補助金	8,190	医療費補助金 医療費審査支払手数料補助金 事務費補助金
歳 入 合 計	218,177.23	10,298	218,280.21			

## 2歳出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
				国府支出金	特定財源	その他		
③ 民生費	5,986,672	10,298	5,996,970	8,190			2,108	
(1) 社会福祉費	2,306,890	10,298	2,317,188	8,190			2,108	
12. 母子家庭医療助成費		10,298	10,298	8,190			2,108	
(1) 母子家庭医療助成費		10,298	10,298	8,190			2,108	9 旅 費 10 府内旅費
								11 需用費 152 ① 消耗品費 30
								② 印刷製本費 122
								12 役務費 145 通信運搬費
								13 委託料 222 医療費審査支払事務委託料
								20 扶助費 9,769 母子家庭医療扶助費
歳出合計	21,817,723	10,298	21,828,021	8,190			2,108	

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程をいただきました議案第43号「昭和55年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」について、提案の理由及びその内容の御説明を申し上げたいと存じます。

今回の補正予算につきましては、先ほど御議決賜りました母子家庭医療費の助成に関する条例の施行と相まって、関係経費所要額の措置が必要でございますので、今回、補正予算を御提案申し上げた次第でございます。

内容につきましては、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1029万8千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ218億2,802万1千円と定めるものでございます。

この予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は「第1表 岁入歳出予算補正」とおりでございます。

次に、事項別明細書により御説明申し上げたいと存じます。10ページでございます。

まず、歳出予算でございますが、母子家庭医療扶助費976万9千円、医療費支払に伴う事務経費として52万9千円、合わせまして1.029万8千円の計上でございます。

次に、これら歳出予算に充当いたします財源でございますが、自動車取得税交付金210万8千円を一般会計財源所要額として計上、府補助金819万円を計上いたしたものでございます。

以上が、今回上程いたしました昭和55年度一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 6番（大谷昌幸君） 補正予算は結構なんですが、54年度の決算が2カ月近く前の新聞にあらかた出ておりましたが、その概略について御説明いただけませんか。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁
- 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げたいと存じます。

内容でございますが、昭和54年度一般会計の収支でございますが、実質収支で累積赤字が13億2,300余万円でございまして、昭和54年度単年度の収支につきましては、おかげをもちまして、議員各位並びに関係各位のお力添えをいただき、9,550余万円の黒字となつた次第でございます。

そのほか土地区画整理事業特別会計はすでに御案内のとおり、54年度限りで特別会計条例が廃止されておりますが、これの単年度の赤字、その会計の累積の赤字を埋めてございますの

で、当然累積の赤字が零となりましたので、これも単年度は黒ということになりますて、これが1,200万円。

そのほか公共用地先行取得事業特別会計は37万8千円の黒。和泉中央丘陵事業特別会計は収支零ということでございます。

したがいまして、普通会計の単年度収支につきましては、1億800余万円の黒字決算ということになつた次第でございます。実質収支の累積の赤字でございますが、13億2,300余万円となつた次第でございます。

以上、54年度の一般会計及びその他会計の概要でございます。

○議長（池辺秀夫君）他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第43号は原案どおり可決決定いたしました。

---

○議長（池辺秀夫君）以上をもちまして本臨時会に付議されました議事は終了いたしましたので、これにて閉会いたします。

閉会に先立ち市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

○市長（池田忠雄君）一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

本日お願いを申し上げました第2回臨時会も、暑さ厳しい折にもかかわりませず慎重御審議をいただき、全議案を御可決賜りましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

光陰矢のごとしと申しますか。月日のたつのはまことに早いものでございまして、議員皆様方の任期もいよいよ間近に迫り、市議会も緊急案件のない限り、本日をもって最終議会になろうかと思いますので、本席をお借りいたしまして一言、御礼を申しあげたいと存じます。

議員皆様方にはこの4年間、和泉市政発展のために日夜を分かたぬ御尽力をお寄せ賜りましたことに対しまして、ここに深く敬意を表する次第でございます。特にこの4年間は、長期的な経済不況並びに急激な円高等厳しい情勢の中にあります。それが即地方財政にも影響を期しまして、本市にとってもきわめて深刻な事態に立ち至つたのであります。その中にあって、行財政の健全化を図りつつ市立病院の拡充、市立図書館の建設、教育施設の整備等、一応の成果をおさめさせていただきました。また、おかげをもちまして、本市財政もただいま財務部長が御説明申し上げましたとおり、何かと単年度収支均衡を保つことができました。これもひとえに議員皆様方の御理解と御努力のたまものでございまして、衷心より厚く深く感謝申し上げ

る次第でございます。

いよいよ9月22日をもちまして任期満了となるわけでございますが、引き続いて立候補なされます皆様方には御健闘をいただきましてめでたく御当選になり、再びこの議場でお目にかかるれますように心からお祈りし、お待ちを申し上げる次第でございます。

なおこの際、後進に道を譲られ御勇退なされる方々におかれましては、今後、市議会の議席を離れられましても、どうか御在中と変わることなく、市政に対し何かと御指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

なおまた、私も皆様方の温かい御支援をいただき重責を果たしてまいりましたが、生来の未熟なため皆様方に御迷惑をおかけいたしまして、また、礼儀を失することも多かったこと存じますが、深くおわびを申し上げますとともに、お寄せいただきました御懇情に対し心から御礼を申し上げる次第でございます。

なお、終わりになりましたが、和泉市が誕生しここに市政施行25周年を迎える9月1日に市民とともにささやかながら記念式典を挙行いたしまして、これを1つの区切りとし、今後ますます和泉市政の進展に努力を尽くす所存でございます。議員皆様方の御支援をよろしくお願いを申し上げます。

最後に、暑さとりわけ厳しい折でございますがどうか皆様方のますますの御健勝と御繁栄を中心より祈念をいたしまして、はなはだ簡単でございますが、御礼のごあいさつとさせていただきます。4年間、本当にありがとうございました。

---

（議長あいさつ）

○議長（池辺秀夫君）一言、御礼を兼ねごあいさつを申し上げます。

本臨時会に際しましては、皆様方には何かとお忙しい中、長時間にわたり慎重御審議を賜り、ここに全議案を終了できましたことを、議長として衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、御在任中多くの功績を残されました議員各位の任期もあと1ヶ月半に迫りました。皆様方とこの議場でお目にかかることは、よほどの緊急案件がない限り、本日をもって恐らく今期最後ではないかと存じます。

過去4年間、市政の跡を振り返って見ますに、本市といたしましては御承知のとおり、多事多難な時期であったと思います。とりわけ経済の不況がそのまま市財政にも影響を受け、年々悪化の一途をたどり、再建団体転落寸前という事態の中で、同和対策事業及び教育施設を初め諸行政にわたる事業の遂行等いろいろ考えますと、今期は終始苦難の連続でありましたが、その厳しい中にも議員各位は一致協力せられ、理事者ともども理想都市への建設に邁進し、今

日のごとき進展を見るに至りましたことは、御同慶にたえないところであります。近年、時代の推移とともに行政需要は一段と高度化し、今後、さらに質的に向上する中で、本市として万難を克服し、もって12万市民の期待にこたえるべく、なお一層の怒力をしなければならないことを痛感するものでございます。

いよいよ9月22日をもって任期満了と相なるわけでございますが、引き続き御出馬される方々には御健闘いただき、めでたく御当選の栄に浴し、再びこの議場に相まみえまして、市政発展に御協力賜りますよう心から念願申し上げます。

また、今期をもちまして御勇退され、後進に道を譲られる方々におかれましては、本当に長い間御苦労でございました。たとい市議会の議席は離れましても、御在任中と変わることなく、いつまでも御健康で、市政に対し何かと御指導、お力添えを賜りますよう特にお願い申し上げる次第でございます。

なお、私は皆様方の温かい御理解と御支援をいただきましてその重責を担つてまいりましたが、何を申し上げましても未熟なため大変皆様方に御迷惑をおかけし、また、礼儀を失ることが多々あったことは存じますが、深くおわび申し上げますとともに、年来の御厚情に対しまして心から御礼を申し上げる次第でございます。

終わりに臨みまして、暑さもまだまだ厳しいと存じますが、くれぐれも御健康に御留意くださいますようお願いを申し上げまして、御礼とお別れのごあいさつといたします。本当にどうもありがとうございました。

(午前11時5分閉会)

---

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議会

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

